

5	<u>607,000</u>
6	<u>709,000</u>
7	略

(給与条例の適用除外等)

第9条 略

2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。

3及び4 略

5	<u>606,000</u>
6	<u>708,000</u>
7	略

(給与条例の適用除外等)

第9条 略

2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

3及び4 略

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 東浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項各号に規定する住宅が本町の区域内にある場合における前項の規定の適用については、前項第1号ア中「1万2,000円」とあるのは「8,500円」と、同号イ中「1万6,000円」とあるのは「1万2,500円」と、「1万1,000円」とあるのは「1万4,500円」とする。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。</u></p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。</u></p> <p>(勤勉手当)</p>